

一般廃棄物処理基本計画 概要

背景と目的

近年、これまで以上に環境問題への関心が高まっています。ごみ問題についても、私たちの生活に直結する身近な環境問題であるという認識が浸透しつつあり、3R（リデュース・リユース・リサイクル）や循環型社会という言葉が当たり前のように使われるようになってきました。高度経済成長以降続いてきた、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動への反省から、資源の消費や使用をできるだけ減らし、限りある資源を有効的に活用する「循環型社会」の構築を目指す機運が高まっています。

国においては、平成 12 年度に「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定されました。近年では、小型家電のリサイクルを促進するための「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成 24 年度に制定されました。

本庄市では、一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の策定を行い、廃棄物の排出抑制及び適正な処理による生活環境の保全ならびに公衆衛生の向上及び循環型社会の構築並びに、近年社会的に対策の必要性を求められている災害廃棄物の迅速かつ安全な処理を目的として、今後の廃棄物の処理について、長期的・総合的視点から廃棄物政策に係る基本方針を定めます。

一般廃棄物処理基本計画の構成

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理に関連する部分（ごみ処理基本計画）と、生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画）で構成されます。

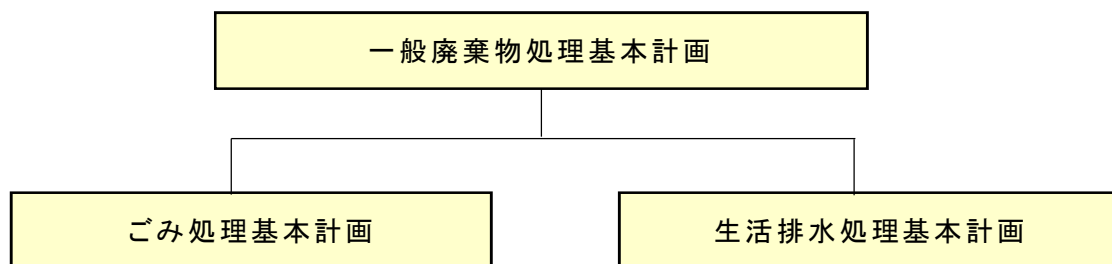


図 一般廃棄物処理基本計画の構成